

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成27年9月24日（木）14:39～14:54

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

<関係省庁>

根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長

伊藤 純史 法務省入国管理局総務課企画室補佐官

<事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進室長

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

1 開会

2 議事 粒子線治療装置海外輸出促進事業に係る省令について

3 閉会

○藤原次長 では、すみません。引き続き、原委員が急遽お帰りになりましたが、次のセッションでございます。次は、これも以前に関西圏、特に京都府からの御要望で、粒子線治療装置海外輸出促進事業ということで、専門家の人材受け入れということにつきまして御要望がありまして、今日は資料もございますけれども、粒子線医療OJT研修を受ける外国人医療チーム構成員の在留資格という中で御検討を積極的にいただきまして、一定の成果、こういった省令の特例措置になりつつあるということでございますので、その辺の御説明をしていただければと思います。

9月3日に合同の区域会議がございましたけれども、京都のほうからもお話がありまして、事務局のほうからも、これは一定の結論が出つつありますということで御説明させていただきましたが、そのあたりの念のための確認ということで、15時までの短い時間でござ

ざいますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、八田先生、よろしくお願ひします。

○八田座長 これらについても御説明をお願ひいたします。

○根岸室長 では、引き続きよろしくお願ひいたします。

お手元の資料のうち、前提として最後のページをごらんください。

今回、なぜこれを特区での特例というふうにするのかといいますと、今回、臨床修練という形で外国人の医療スタッフの方が日本に入ってきて、これはもともとある制度ですけれども、そこで粒子線の関係の研修を受けられている。あわせて一緒に来られる、医療の関係者ではない、臨床修練の医師とか看護師ではないスタッフの方々も一緒に受けられるということでございます。

ここで在留資格の「研修」というものを使っております関係で、在留資格ごとにどういう在留期間、一回当たりの許可、滞在の最長期間ということではないですけれども、どういう在留期間を許可できるかというのが入管法の施行規則で書いております。その最後のページの「研修」というところの上の枠が入管法の別表、法律の別表です。その下が施行規則、省令の別表で「研修」については「一年、六月又は三月」というふうになっていまして、一回当たりの許可が1年が最長になっています。

通常「研修」ですと、そう長いものは通常はなくて、しかも仮に長くなる事情があるものであっても、1年に1度ぐらいは状況を確認する必要があるということで、最長でも1年になっているのですけれども、今回の粒子線のものについては特区の中でしっかり自治体のほうでも確認をされていて、期間が2年程度かかるものというふうに御説明をいただいておりますので、1年で期間更新してもう一年ではなくて、最初から2年の許可ができるようにしようということでございます。

この省令の特例ということで、最初の条文案が共同命令という形の省令になっているということでございます。

表紙をめくった2ページ目に戻っていただいて、ここから一応、特区関係の特例省令ですので、内閣総理大臣と法務大臣との共同命令という形式になっております。対象が、特区において粒子線の照射装置の海外輸出促進事業。こういうものをやっているようなところで、医師・看護師等の臨床修練をやる人と、その人たちと一緒にやる専門的な知識のあるような人もあわせて対象になるようになっていきます。

具体的に、ちょっと難しい言葉がずっと2ページ目などは書いてありますけれども、そういうことをざっと書いてあることでして、具体的にどういう要件かというのが、その後、3ページ目で「次のいずれにも該当する本邦の公私の機関に受け入れられるものであること」というふうになっています。

それで、区域計画に係る国家戦略特別区域内にあること。これは特区でやりますので、当たり前のことであると思ひます。それから、輸出促進事業を実施する自治体から特区でのこの事業に携わる機関として指定を受けた機関でやるということでございます。

そして最後に、2号として、母国の所属する機関の業務の一環として派遣されるものであることということにしております。それによって、母国にその技術を持ち帰って、これは輸出促進事業ですので、そういうものにつなげていただくという趣旨でこれに書いております。

というのが、この省令案でございます。

ちなみに、今、余りこれを議論してもしようがないのですけれども、その後ろに横書きの半ページぐらいの紙が書いてありますが、これは昨年度の議論を踏まえて、3月の段階で我々のほうでまとめて、こういう方向で検討しましょうということで、一旦、内閣府さんとお話した段階のものですけれども、これは全部、実は今の命令案にこのまま盛り込んでいません。よくよく詰めていくと、これは研修の本来の趣旨にもともと入っているから、研修の在留資格として見ているところなので、わざわざ二重に規制をかけるみたいな必要はないということで落としていったりしたものですから、最終的には先ほどのような省令案になっているということでございます。

これについて、大体、事務的には内閣府さんと何度か調整をさせていただいている案でございまして、今日のワーキングでまた御議論をいただきまして、なるべく早く御了解を得られれば、最終的な手続をとって、パブリックコメントという公布・施行に向けた手続に入りたいと考えております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

委員の方から何か御質問、御意見はございますか。

○阿曾沼委員 粒子線治療は、ほかの医療と違って、治療で重要なのは医者よりも医学物理士の存在ですね。非常に特徴的な医療なので、医師の研修以上に放射線技師や医学物理士の研修はすごく重要だと思います。

例えば治療の修練で来た場合に、お医者さんは1年で帰ってしまいますが、技師だけ2年残るということは可能なわけですね。また、在留資格の問題ですが、お医者さんとチームでくる看護師や技師というものもあるわけですね。

○根岸室長 これはやはりチームとして、一体としてという考え方ですので、基本的にはみんな一緒なのだと思いますけれども、若干のずれはあるでしょうし、あるいは人が入れかわるということで、全体としてはちゃんと構成されていることはあり得るのだと思います。

○阿曾沼委員 そこは柔軟に対応できるということですね。

○根岸室長 はい。

○阿曾沼委員 あと、外国人医師修練は今回最長4年まで延びましたね。そうなってくると、2年という年限の整合性という問題が出てくるのではないのでしょうか。そんなに長く修練していてもしようがないのではないかという議論はあるのかもしれませんが、ちょっと気になるころではあります。

○根岸室長 いずれにしても、今回のものは2年で足りるというふうに兵庫県さんからも聞いておりますけれども、もともとの1年であっても物によっては2年認めている場合があって、それはやはり個別に、この案件よっての必要性がちゃんとあるのであれば、同じことをただ繰り返しているのだとまた別ですが、そういうことがあれば、それは期間更新ということで認めるということで、特に最長何年しかいてはいけませんという仕組みがあるわけではありません。

これは一回当たりの許可ということで、今回ここまでのものであれば、一旦、1年たったところで期間更新に入管に来てもらう必要はないではないかということで、最初から2年を許可できる。そこが特例ですので、本当に事情があるものであればその辺の柔軟な対応というものはあり得ると思います。

○八田座長 では、どうぞ。

○藤原次長 1点、テクニカルですけれども、3ページのところで口ですが、これは何々法による指定という話ではないと思いますので、これは自治体が事実行為として要するに特定すればいいということを言っているにすぎないと理解してよろしいですか。

○根岸室長 そうです。

○藤原次長 あと、2は、諸外国で所属する機関の業務の一環として派遣されるというのは、これはどういうことを想定しているのですか。

○根岸室長 もともと、どこかに所属している方が日本のここに来て、そこで粒子線の研修を受けるわけで、その人たちがもともとの所属機関に帰って役立ってますというのがもともと研修の意味合いなわけです。それが単に母国から、ただやめて、行ってこようとか、そういうものではなくて、きちんとあちら側の業務の一環として、この人を日本に送り出して、ちゃんと覚えさせましょう。それで帰ってきて、こういうことをやってもらいますという、一連の全体として業務の一環になっていて、そういうことによって、これは輸出促進が一番、もともとの目的ですので、そういうものにつなげていく。

そうでないと、単に本人にとっては、向上しました、よかったねといって、単なるキャリアアップの一環で使われてしまうと、輸出促進につながらないということになると、単に個々に必要性を見て、1年許可すればいいではないかという人になってしまうので、これは特区で特別に最初から2年をやるというものですので、ここについてはきちんと、もとのところの所属機関の職務の一環として必ず来てもらうというものをあえて要件として書いている。

通常、研修ですと、あえて書くまでもなく、普通そうなのですけれども、必ずしも職務の一環とまでは言っていない。所属機関があって、そこから送り出されて、母国に帰って役立ってますというところは必要なのですが、業務の一環とまでは言っていないのです。

○阿曾沼委員 今の話でいきますと、この議論は、まず装置輸出の決定ありきなのですよね。装置輸出が未定であって、予定であっても可能とするのか、もしくは決定しないといけないのか曖昧に感じます。

○根岸室長 そこは輸出促進事業なので、促進につなげたいということでしょうけれども、輸出をするところまでは要件にしません。

○阿曾沼委員 わかりました。

○根岸室長 そこまでを要件にするというのはなかなか厳しいかなと。

○藤原次長 なかなか、これは輸出促進事業というところかなり厳しいイメージがありますが、それを努力するという事なのでしょうか。

○根岸室長 通常、今回、これで兵庫県さんが想定されているようなものにとっては、別に何か付加的な要件とは捉えられないと思います。当たり前ではないかというようなものだと思います。

○藤原次長 そういうふうに読めばいいということですね。

○根岸室長 はい。

○八田座長 向こうで所属している病院が潰れてしまったときには、通常の特区ではない1年の更新に切りかえるべきですね。あるいは新たに1年のところに応募するとか。

○根岸室長 これは、この2年の特例を設ける、この省令を適用するための要件ですので、いわば2年の決定のときに満たしていればいいのです。ですから、いいことではないですけれども、そこが潰れてしまったとかがあったときに、直ちにその2年が打ち切られるとか、そういうことではないです。一旦許可した人の在留期間はそのままあります。

○八田座長 わかりました。

○藤原次長 親元があればいいという話ということですね。

○根岸室長 そうことです。

○藤原次長 わかりました。

○八田座長 それでは、先ほど阿曾沼先生がおっしゃった、一応、全体のチームで来てちょうだいということで、途中でお医者さんが1人抜けてしまった。もともと2年来る予定だったけれども、実際問題として、これは従業員、看護婦さんなどのほうが大切だということで、自分は別のことで忙しくて抜けてしまったというときも、最初に要件を満たしているから、それで入れるわけですね。

○根岸室長 いわば、そういうことです。

○八田座長 しかしそういうことを最初から計画してはまずいということですね。

○根岸室長 それですと虚偽申請になってしまいますので、それは困りますけれども、それは事情が変わったということであれば。

○阿曾沼委員 研修の機会の件数でしょうからね。

○八田座長 わかりました。

では、これは非常に明快なことになりました。

どうもありがとうございました。